

「令和元年度原子力総合防災訓練計画」に対する 原子力規制委員会の意見について（案）

令和元年 9 月 18 日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）においては、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて防災訓練を行うものとしてされている（原災法第 13 条第 1 項）。計画の作成をしようとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならないとされている（原災法第 13 条第 3 項）。

内閣府は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 3 号）」に定めるところにより令和元年度原子力総合防災訓練計画を作成しようとしており、原災法に基づき、内閣総理大臣から令和元年 9 月 11 日付けで意見を求められた。

2. 意見照会の内容

内閣総理大臣から意見照会のあった「令和元年度原子力総合防災訓練計画」については、別添のとおり。

本年度の訓練の主な特徴は以下のとおり。

- ・ 中国電力株式会社 島根原子力発電所を対象とした訓練
- ・ 「島根地域の緊急時対応」策定に向けた避難計画の検証
- ・ 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討

3. 原子力規制委員会からの回答（案）

「令和元年度原子力総合防災訓練計画」について原子力規制庁において内容を確認した結果、原子力災害対策指針に示した訓練の考え方が適切に反映されていると認められることから、別紙のとおり回答することとする。

(案)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

原子力規制委員会

令和元年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について
(回答)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第13条第3項の規定に基づき、令和元年9月11日付け府政原防第290号をもって意見照会のあった件については、当委員会として、下記のとおり回答します。

記

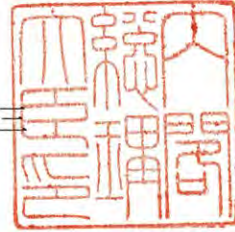
令和元年9月11日付け府政原防第290号をもって意見を求められた原災法第13条第1項の規定に基づく計画については、適当と認めます。

以上

府 政 原 防 第 2 9 0 号
令 和 元 年 9 月 1 1 日

原子力規制委員会 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



令和元年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第13条第3項の規定に基づき、令和元年度原子力総合防災訓練計画について、意見を聴取する。

(案)

令和元年度原子力総合防災訓練計画

1 令和元年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所
中国電力株式会社 島根原子力発電所

2 実施時期
令和元年11月上旬

3 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) 指定地方行政機関等

中国四国管区警察局、大阪管区气象台（松江地方气象台、鳥取地方气象台）、第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）、陸上自衛隊出雲駐屯地、陸上自衛隊米子駐屯地、陸上自衛隊美保分屯地、海上自衛隊舞鶴基地、航空自衛隊美保基地、自衛隊鳥取地方協力本部、島根原子力規制事務所 等

(3) 地方公共団体等

島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、島根県警察（本部、松江警察署、出雲警察署、安来警察署、雲南警察署）、鳥取県警察（本部、米子警察署、境港警察署、琴浦大山警察署）、松江市消防本部、出雲市消防本部、安来市消防本部、雲南消防本部、鳥取県西部広域行政管理組合消防局 等

(4) 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、西日本高速道路株式会社 等

(5) 指定地方公共機関等

山陰ケーブルビジョン株式会社、一畑バス株式会社、一般社団法人鳥取県バス協会、一般社団法人鳥取県薬剤師会 等

(6) 原子力事業者
中国電力株式会社

(7) その他

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人長崎大学、一般社団法人島根県旅客自動車協会、医療法人財団公仁会鹿島病院、島根大学医学部附属病院、鳥取大学医学部附属病院、島根県立中央病院、鳥取県立中央病院、鳥取県済生会境港総合病院、医療法人・社会福祉法人真誠会、社会福祉法人島根整肢学園、社会福祉法人かしま福祉会、社会福祉法人千鳥福祉会 等

4 原子力緊急事態の想定に関する事項

島根原子力発電所2号機において、島根県東部を震源とした地震による外部電源喪失後、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水を実施する。しかし、非常用炉心冷却装置等にも設備故障等が発生し、同装置等による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。

5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者
上記3の参加機関の長

6 訓練目的

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「島根地域の緊急時対応」策定に向けた避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

7 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣

(原子力防災担当)、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「OFC」という。)、原子力施設事態即応センター(中国電力株式会社本社)等に派遣する。

項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)、OFC、島根県庁、鳥取県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 県内外への住民避難、屋内退避等

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域(以下「PAZ」という。)内の住民の県内への避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル(以下「OIL」という。)の基準に基づき、OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内外への一時移転、避難退域時検査等を実施する。

訓練実施項目は以下のとおり。

(1) 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

① オフサイトセンター運営訓練

OFCの運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等を行う。

② 緊急時モニタリング実施訓練

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

③ 広報対応訓練

官邸、ERC、OFC等の各拠点間で情報共有を行うとともに、プレス公表

資料の配付・説明、記者会見の実施等、外部への情報発信等を継続的に滞りなく行う。

(2) 国が参加主体となる訓練

① 原子力災害対策本部等の運営訓練

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

② 海外対応訓練

国際原子力機関（IAEA）の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等を行う。

③ 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、発電所の事態進展を勘案しつつ、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を行う。この際、派遣要員との情報共有を行う。

(3) 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

① 災害対策本部等の運営訓練

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERCとOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

② PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等を実施する。

③ PAZ内の住民の避難等実施訓練

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ内の住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で、県内への避難等を実施する。

④ UPZ内住民の屋内退避実施訓練

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U

P Z内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

⑤ UP Z内一部住民の一時移転等実施訓練

O I L 2の基準を超過したことに伴い、UP Z内で屋内退避中の一部住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、県内外のUP Z外への一時移転を実施する。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

⑥ 原子力災害医療訓練

O I L 2の判断に基づき一時移転する住民が経路上において受傷したことを想定し、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染及び救急処置を行う。

⑦ 交通規制・警戒警備等訓練

警察、道路管理者、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路状況の確認等を行う。

⑧ ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

現地の活動や避難状況について、ヘリテレ映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有を行う。

(4) 原子力事業者が参加主体となる訓練

① 対策本部運営訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本社及び発電所に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、発電所と本社、本社と中央との間で継続的な情報共有を図る。

② 通報連絡訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

③ 警備・避難誘導訓練

発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

④ 原子力災害医療訓練